取手市議会議長

入 江 洋 一 殿

総務文教常任委員会 委員長 細 谷 典 男

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下 記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 平成30年第1回意見交換会時要望・意見に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 平成30年6月14日,9月10日
- 3 意 見 別紙のとおり

【総務文教常任委員会】平成30年第1回市民との意見交換会(要望・意見)

	要望・意見	調査報告及び検討事項
1	普通救命講習について	体制が整い次第、今年度中にも再開できるよう消防本部にて調整しています。
	・普通救命講習(出張)を再開してほしい。	
2	AEDの配置について	屋外の場合、機器の温度管理上の問題があり、現実的には配置は難しいです。一方で、既にコ
	・自治会館の屋外へも AED を配置してほしい。	ンビニエンスストアに AED が配置されている状況もありますので、そちらの機器も活用をお願
		いします。
3	取手市地域防災計画について	地域防災計画は、原則として当該市町村区域内の防災対策等について定めるものです。そのた
	・取手市地域防災計画(赤本)が近隣との関係が	め、取手市地域防災計画には、近隣市町村との関係については記載されていません。
	統一していない。	しかし、災害時には広域的な対応が必要ですので、茨城県はじめ県内の全市町村や我孫子市等
		と締結している協定等に基づいて連携が図られることになります。
4	自主防災会について	自主防災会の皆様には、平常時から様々な防災活動を行っていただいております。
	・自主防災会への要請が多い。地域と話し合いが	さらに、災害発生時には避難誘導、避難所運営、支援が必要な方への支援など共助の中心とな
	ない。	る活動について、取手市地域防災計画や各マニュアル等でお願いしています。
		これまでも市は、取手市自主防災組織連絡協議会を開催するとともに、各地区の避難訓練等へ
		参加しておりますが、今後も自主防災会と市、各関係機関との連携・協力体制の整備について協
		議していきたいと考えています。
5	要支援者への災害対応について	現在の避難行動要支援者名簿は、平成19年当時の災害時要援護者台帳(65歳以上の単身高
	・要支援者が 180 人いるが、そのうち辞退する人	齢者全員が対象)の改定により、名簿への登録要件も変わっております。市は今後、登録申請書
	が 70%いる。地域との連携をどうしていくのか。	に登録要件を明記し、登録にご協力いただいている民生委員・児童委員の方々にも周知を行い、
		実際に避難行動時に支援が必要な方の登録に努めていきます。
		避難行動要支援者名簿は、各地域のお力添えをいただかなければ、精査できない面もあります
		ので、今後ともご協力をお願いいたします。

6 いじめ防止条例について

- ①今後、どのように周知徹底していくのか。市民 にどう伝えていくのかが問題。
- ②まだまだこれからである。
- ③どの学校も危機管理・安全管理の意識が低い。
- ④条例制定の件は新聞で知った。
- ⑤教職員自身が悩みを相談できる窓口はあるの か。
- ⑥今後、条例をどうやっていくのか。
- ⑦虐待や登下校中の事件に目を背けず、巻き込ま れないようにすることは、いじめ防止にもつな がるのではないか。
- ⑧青少年指導員等が、子どもの心の変化をキャッチするようにしていく。

<(1)・(2)・(4) 条例の周知について>

これまで、(1)マスコミ、(2)広報とりで、(3)市ホームページで周知し、また(4)小学校低学年、高学年(3年生~6年生)、中学生に分け、条例の中で子どもたちに関わる内容のリーフレットを作成し、夏休み前に授業で説明(約7,000名)、(5)『取手市いじめ問題対策連絡協議会委員(メンバー:各学校生徒指導主事、民生委員児童委員地区代表、人権擁護委員、青少年相談員連絡協議会会長、茨城県土浦児童相談所所長、市PTA連絡協議会会長等含む関係機関)』に周知しました。

今後についても、教育現場、関係機関へ条例の目的である、(1)未然防止、(2)早期発見、(3) 対処の周知について、より一層の情報発信を求めていきます。

〈③ 学校の危機管理・安全管理の意識について〉

条例に基づき各種施策が実施されておりますが、その中の一つとして教職員が対象の研修も実施されており、教職員の意識向上とともに、いじめ防止に向けた対応力の強化が図られています。 今後も、教職員の資質向上を初め、いじめ防止対策の各種施策については議会としても注視してまいります。

<⑤ 教職員が悩みを相談できる窓口について>

「教職員個々では悩まないように」と校長会で周知されました。教職員の悩みは、(1)校長、(2)教頭、(3)教務主任が受けられるような体制です。それぞれの学校で解決できない場合、教育委員会と連携を図っています。

<⑥ 今後の条例への対応について>

施行から1年を目安に、条例策定前と比較して基本方針をベースに検証をしますが、その都度 必要に応じた改正は視野に入れられています。

<⑦ 虐待や登下校中の事故の防止について>

学校内で虐待の可能性を感じた場合には関係機関と連携した対応がなされています。

登下校時の安全確保については、集団登下校を行うとともに、PTAやスクールガード等のボランティアの皆様にご協力いただき、地域ぐるみで、児童・生徒の安全確保に努めております。

	T	
		<⑧ 子どもの心の変化の把握について>
		青少年相談員等が出席するさまざまな会議の中で、周知徹底を図ってまいります。
7	公文書について	現在、市では「取手市文書管理規則」を制定し、ファイリングシステムで管理しています。さ
	・議会や行政(市役所)は、公文書関係を厳粛に	らに、文書管理委員会の専門部会が実施する実地指導を毎年実施しています。調査の結果、取手
	やってほしい。	市では公文書管理を厳粛に行っていることが確認できました。
		保存文書は本庁舎、藤代庁舎、旧井野小、旧戸頭西小を書庫として利用しています。
8	小貝川の水防について	小貝川のハード面については、国交省による堤防強化・老朽化した樋管・ポンプ場等の改修も
	・小貝川決壊を考えた時、どうすればいいのか。	進んでいますが、いつ「想定外」と言われるような事態が起きても不思議ではありません。小貝
	行政はどうするのか。	川決壊による水害・浸水想定は水海道水位観測所の水位が 6.1mに達したとき、避難準備・高齢
		者等避難開始の発令を行うとしています。水位がおおむね 7.0mに達したときは緊急避難指示の
		発令を行うとしています。
		国交省では「マイタイムライン」の作成を呼び掛けています。また、それぞれの地域の防災力
		や日頃のコミュニティーがいざというときに活かされています。
		引き続き、市議会でも防災について取り上げ、意識を高め、改善を求めていきます。
9	ゆめみ野地区への対応について	<集会所の設置について>
	・ゆめみ野地区の開発に当たって、集会所の設置	集会所用地の確保については、着工段階において、URと市で協議されましたが確保すること
	等のプランはなかったのか。	には至りませんでした。
	・関東鉄道ゆめみ野駅前の自転車置き場について	現在、ゆめみ野地域には、自治会は組織されていませんが、地域の皆さんは、永山公民館や永
	も、現在は歩道の一部に置かせているが、いずれ	山小学校のコミュニティールームを地域活動や打ち合わせの場所として利用しており、地域コミ
	は大きな問題になると思う。	ュニティーの推進が図られています。
		集会所については、今後の課題として認識しており、地域の状況を見守っていきます。
		<自転車置き場について>
		自転車利用者が年々増えている状況があり、平成29年度より平日7時から8時30分まで監
		 視員を配置し、駅前自転車の整理を行っています。今後は、駅から 5 分ほど離れている取手市所
		 有の土地を利活用することも視野に入れて検討されます。